

令和7年度 教育委員会要請訪問実施要項

1 趣旨

第4次岐阜県教育振興基本計画において、これからの時代に求められる資質・能力の育成として、基礎となる学力を育成することが目標の一つに挙げられている。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用する思考力・判断力・表現力の育成とともに、児童生徒一人一人に対応した指導の充実、学習への関心・意欲の向上等が求められている。

また、経験年数の少ない教職員の増加に伴い、教職員の教科指導力、学級経営力等の育成は各幼稚(児)園、小・中・義務教育学校において喫緊の課題となっている。全校研究会等の校内研修の場は、これまでも若手教員を含めた教職員の実践的指導力の育成において重要な役割を果たしてきた。

こうした現状を鑑み、一人一人が確かな学力を身に付け、全教職員の実践的指導力向上を図るために、教育委員会要請訪問(主題研究訪問、文部科学省及び県教育委員会指定校訪問及び事務所指定研修校訪問)を実施する。

2 目的及び重点

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園を訪問し、岐阜県・各市町教育委員会の学校教育の方針と重点の具現を図り、一人一人に確実に力が身に付くようにする。その際、以下の4点を重点として支援する。

- ・学習指導要領、幼稚園教育要領が適切かつ確実に実施されるようにする。
- ・子供一人一人に基礎的・基本的な知識・技能が確実に定着できるよう指導の充実を図る。また、それらを活用して、思考力、判断力、表現力等が育まれるようバランスに配慮した指導を行うようにする。
- ・学級経営の充実を図り、学習集団の質を高め、児童生徒一人一人が存在感や所属感をもてるようにする。
- ・小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園の校内研究の計画に即して、管理職等の指導の下、全教職員により教育実践の充実・向上を図り、教職員一人一人の指導力の向上が図られるようにする。

3 対象 ※丸数字は、「令和7年度 学校訪問事業の概要」で示した番号

⑤主題研究訪問

- ・市町教育委員会から要請があった幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・「指導と評価の一体化」による学習評価の充実推進事業
- ・教育における生成AIの利活用に関する実証研究事業
- ・道徳教育パワーアップ実践事業
- ・NEW!GIFU ウェブラーニング(教科学習新システム)活用推進事業
- ・英語教育推進事業
- ・ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業

⑦事務所指定研修校訪問

- ・「令和7・8・9年度 岐阜教育事務所指定研修校」に示す18校と岐阜地区実践研究推進校

※令和7年度公表会実施指定研修校

- ☐ 羽島市立竹鼻小学校
- ☐ 山県市立高富小学校
- ☐ 北方町立北学園

4 内容及び方法

〇各市町教育委員会は、小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園における研究の具現状況等に基づき、訪問

要請をする。

⑤主題研究訪問

- ・幼稚園(児)園、小学校、中学校、義務教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）への訪問：2回以内（⑥、⑦に該当する学校は3回以内とする。）

※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施

※小学校・義務教育学校（前期課程）は、④「小学校における教科等専門性向上計画訪問」を⑤のうちの1回とする

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・県教育委員会訪問：2回程度

※公表会等は、県教育委員会訪問2回程度のうちの1回を充てる

- ・主題研究訪問：県教育委員会訪問以外に3回以内

⑦事務所指定研修校

- ・主題研究訪問：3回以内

※公表会：指定校は3年間に1回実施、公表会の事前相談実施可能

5 訪問日および日程

○訪問日は、市町教育委員会等から提出される「学校訪問希望計画書」に基づき決定する。

- ・小・中学校・義務教育学校及び幼稚園(児)園は、該当市町教育委員会の指導のもと訪問希望時期を検討する。
- ・各市町教育委員会及び小・中学校・義務教育学校及び幼稚園(児)園は、授業研究会の期日及び内容等について近隣の学校・園に案内をするなど、校区や近隣の学力向上推進教師や教科主任等の参加について配慮をする。

○日程は、原則として午後半日とする。

日 程 (例)	主な内容
公開授業前	・管理職との懇談（一人一人に力を付ける取組、学級経営等） ・研究主任との懇談（研究の歩み、研究会の視点等）
公開授業等	
研究会	・関係主任（特活主任等）が学級経営について話をする。 ・研究主題にそって、研究討議を行う。
研究会後	・研究主任が成果と課題を明確にして、研究会のまとめを行う。 ・授業者、研究主任等との懇談（成果と課題 等）

※午前の訪問を希望する場合は、主事派遣申請書を提出する前に、市町教育委員会を通じて行事調整担当者に連絡すること

6 指導案等資料について

○指導主事派遣申請書（様式2－2）は、訪問日前月の20日までに電子媒体にて1部提出する。

○指導案等（研究会の座席表を含む）資料は、訪問日の1週間前までに岐阜教育事務所に届くよう、各市町教育委員会に電子媒体にて提出する。

※その他資料（研推だより（これまでの取組が分かるもの）、研究会レジュメ等（今回の研究会で深めたいこと、明らかにしたいこと）がある場合は、可能であれば指導案とともに提出する。（訪問当日でも可）

※全校研究会等の座席表については、提出をお願いします。（訪問当日でも可）

7 事前相談について

- ・主題研究訪問の授業を公開しようとする訪問を優先し、可能な範囲で事前相談も可とする。原則、オンライン相談、電話相談、電子メール相談とします。